第七規則　指定機関の標識

満載喫水線の指定機関の標識は、満載喫水線標識の円環の両側に、円環の中心を通る水平線の上又は上下に示すことができる。この標識には、指定機関を明示する四字以内のかしら文字を用いるものとし、各かしら文字の寸法は、高さ約百十五ミリメートル、幅約七十五ミリメートルとする。

第八規則　表示の細目

円環、線及び文字は、暗い地色に対しては白色又は黄色で、明るい地色に対しては黒色で描かなければならない。これらは、主管庁が十分と認める程度に恒久的な方法で船側に表示しなければならない。標識は、明白に視認することができるものでなければならず、また、必要なときは、このために特別な措置を執らなければならない。

第九規則　標識の検証

国際満載喫水線証書は、条約第十三条の規定に基づいて行動する職員又は検査員が、標識が正しくかつ恒久的に船側に示されていることを証明するまでは、船舶に対して交付してはならない。

第二章　フリーボードの指定の条件

第十規則　船長に提供される資料

(1)　全ての新船の船長には、船舶の構造に受け入れられない応力の発生を回避するように船長が積載及びバラストの積付けを調整することができるための資料が提供されなければならない。ただし、この要件は、主管庁が必要でないと考える場合には、特定の長さ、設計又は種類の船舶に対して適用することを要しない。

(2)　資料は、主管庁又は認定された団体が承認する様式で船長に提供しなければならない。復原性資料及び(1)の規定に基づき要求されるときは船舶の強さに関連する資料は、その資料が主管庁によって承認されているという証拠と共に常に船上に備える。

(3)　現行の海上における人命の安全のための国際条約によっては完成後に傾斜試験を受けることを要求されていない船舶については、

(a)　傾斜試験を行い、船舶の軽荷状態における実際の排水量及び重心の位置を決定する。

(b)　復原性の基本的情報が姉妹船の傾斜試験から得られ、その基本的情報から当該船舶の信頼し得る復原性資料が得られることが明らかであると主管庁が認める場合には、当該主管庁の承認を条件として、傾斜試験を省略することができる。

(c)　傾斜試験の遂行が実行可能若しくは安全でないこと又は船舶の特別な寸法比、配置、強さ若しくは船体の形により不正確な結果をもたらすことを主管庁が決定した場合には、軽荷時の検査によって確認される詳細な重量の見積りによって決定された船舶の軽荷時の特性を有する。

(d)　全ての通常の使用状態における船舶の復原性についての正確な手引を迅速かつ容易に得るために必要な資料を、船長による使用のために提供する。

(e)　承認された復原性資料をその資料が主管庁によって承認されているという証拠と共に常に船上に備える。

(4)　船長に提供された積載資料又は復原性資料に実質的に影響を及ぼすような変更が船舶に加えられた場合には、修正されたこれらの資料を作成するものとする。必要なときは、当該船舶について再び傾斜試験を行う。

第十一規則　船楼端隔壁

閉囲船楼の暴露端における隔壁は、認められた基準の強さのものでなければならない。

第十二規則　戸

(1)　閉囲船楼の端部における隔壁の全ての出入口は、隔壁に常設的かつ強固に取り付けられた鋼その他これと同等の材料の戸を備えなければならず、また、閉鎖したときに風雨密でなければならない。これらの戸は、全体の構造が開口のない隔壁と同等の強さを有するように、枠を付け、防撓し、かつ、寸法を合わせたものでなければならない。これらの戸を風雨密に定着する装置は、ガスケットと併用する締付け装置又はこれと同等の装置であるものとし、隔壁又は戸自体に常設的に取り付けなければならない。また、これらの戸は、隔壁の両側から操作することができるものでなければならない。

(2)　主管庁が認める場合を除くほか、戸は、海洋の影響に対して追加的な安全を提供するために外方に開放しなければならない。

(3)　この規則に別段の定めがある場合を除くほか、閉囲船楼の端部における隔壁の出入口の敷居の高さは、甲板上少なくとも三百八十ミリメートルでなければならない。

(4)　可搬式敷居については、避けなければならない。もっとも、重い予備部品又はこれに類する物の積込み又は取卸しを容易にするため、可搬式敷居は、次に掲げる条件に従って取り付けることができる。

(a)　当該可搬式敷居は、船舶が出港する前に設置されること。

(b)　当該可搬式敷居は、貫通ボルトにより狭い間隔で固定され、かつ、締め付けられること。

第十三規則　ハッチ、戸口及び通風筒の位置

この規則の適用上、ハッチ、戸口及び通風筒の二種の位置は、次のとおり定める。

第一位置　暴露したフリーボード甲板及び低船尾楼甲板上並びに船首垂線から船舶の長さの四分の一の点より前方に位置する暴露した船楼甲板上

第二位置　船首垂線から船舶の長さの四分の一の点より後方に位置し、及びフリーボード甲板上の船楼の少なくとも一の標準の高さに位置する暴露した船楼甲板上

船首垂線から船舶の長さの四分の一の点より前方に位置し、及びフリーボード甲板上の船楼の少なくとも二の標準の高さに位置する暴露した船楼甲板上

第十四規則　貨物ハッチその他のハッチ

(1)　第一位置及び第二位置にある貨物ハッチその他のハッチの構造及び風雨密を保持するための装置は、そのようなハッチへの第十五規則の適用を主管庁が認める場合を除くほか、少なくとも第十五規則及び第十六規則の要件と同等の要件を満たさなければならない。

(2)　船楼甲板の上方の甲板の暴露したハッチのコーミング及びハッチ・カバーは、主管庁の定める要件に適合しなければならない。

第十四―一規則　ハッチのコーミング

(1)　ハッチのコーミングは、その位置に応じた堅固な構造のものでなければならず、また、その甲板上の高さは、少なくとも次のものでなければならない。

(a)　第一位置にある場合には、六百ミリメートル

(b)　第二位置にある場合には、四百五十ミリメートル

(2)　第十六規則(2)から(5)までの規定に適合するハッチの場合には、主管庁がいかなる海面状態においても船舶の安全が損なわれないと認めることを条件として、ハッチ・コーミングの高さを減少し、又はハッチ・コーミングを全く省略することができる。

第十五規則　可搬式ハッチ・カバーによって閉鎖され、かつ、ターポリンとバッテンとによって風雨密を保持するハッチ

（ハッチ・カバー）

(1)　ハッチ・カバーの各支面の幅は、少なくとも六十五ミリメートルでなければならない。

(2)　ハッチ・カバーが木製である場合には、その仕上がりの厚さは、支点間隔が一・五メートル以下であるときに、少なくとも六十ミリメートルでなければならない。

(3)　ハッチ・カバーが軟鋼製であるときは、その強さは、第十六規則(2)から(4)までの規定に従い、計算しなければならず、また、このようにして計算された最大応力と係数一・二五との相乗積は、材料の最小の上降伏点強さを超えてはならない。このハッチ・カバーは、想定荷重の下でのたわみを支点間隔の〇・〇〇五六倍以下とするように設計しなければならない。

（可搬式ビーム）

(4)　ハッチ・カバーを支持するための可搬式ビームが軟鋼製であるときは、その強さは、第一位置のハッチについては毎平方メートル三・五トン以上、第二位置のハッチについては毎平方メートル二・六トン以上の想定荷重で計算しなければならず、また、このようにして計算された最大応力と係数一・四七との相乗積は、材料の最小の上降伏点強さを超えてはならない。可搬式ビームは、想定荷重の下でのたわみを支点間隔の〇・〇〇四四倍以下とするように設計しなければならない。